

6月11日のとりまとめ案に対する意見書

NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット
事務局長 鬼沢 良子

当NPOは、昨年度、食品リサイクル制度見直しについてのマルチステークホルダー会議を3回実施しました。そこで出た意見を基に、5つの協働型政策提案と4つの元気ネット提案をさせていただきました。今回のとりまとめ案には、提案内容が随所に盛り込まれた表現になっており大変満足しています。

特に、地方自治体との連携や制度に位置づけられていない家庭系、学校給食等に関する記述は、大変評価します。

その上で、気が付いたことを意見書としてお示します。

1. 平成24年10月施行の「環境教育等促進法」の改定では、行政・企業・民間団体等の協働がますます重要と謳い、環境行政の協働取組の推進を柱のひとつにしています。見直し案にも、主体間の連携とESDの観点をもう少し明確に盛り込むことで具体的な取組の推進につながると思います。
2. P6 2の(2)現状に家庭系食品廃棄物について触れ、発生量の数字を示していることは大切だと思います。今後、食品リサイクル法が社会でよりよく機能して行くには、事業系、家庭系に関わらず、国民全体が関心を持ち最終処分量の削減に努める必要があります。
3. P9 3(1)の②定期報告制度に都道府県のデータの報告は重要と考えます。今後有効に使える自治体への情報提供が自ら積極的に発生抑制・再生利用を行う取組の推進につながるとは思いますが、自治体から特に情報提供がどのように活かされ発生抑制・再生利用の推進とそれに伴う生ごみの削減に繋がったか、その報告が必要と考えます。
4. P10 3(2)の②官民をあげた食品ロス削減の取組については、いかに実行していくかになるとは思います。最後の取組成果の「見える化」は重要です。どのように見える化をするか、具体策が必要だと思います。また、家庭系の食品廃棄物の本格的な調査が必要だと思います。
5. P11 3(3)の②再生利用の手法について
再生利用製品の拡大の為、新たな再生利用手法の検討と位置づけは必要だと思います。

6. P13 3(3)の④リサイクルループの認定制度について

このため、～ コンビニや外食産業等の参加をどのように増やしていくのか、そのためのしくみ等がなくては、増えないのではないかという懸念があります。